

# 気候風土適応住宅の独自基準策定 ガイドライン

令和8年4月



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

## 目次

### 気候風土適応住宅の独自基準策定 ガイドライン

目次	2
本ガイドラインの目的	3
気候風土適応住宅とは	4
独自基準策定が望まれる背景	4
気候風土適応住宅の特徴をとらえる観点	5
気候風土適応住宅の設計上の注意事項	6
独自基準策定の流れの例（立ち上げから運用まで）	7
独自基準策定の事例1 <滋賀県>	8
独自基準策定の事例2 <長崎県>	10
参考資料	12
所管行政庁における独自基準策定状況	12
独自基準策定に関する相談窓口	12

### 付録：独自基準のモデル

本ひな型は、独自基準（案）を検討する際の参考資料として、必要に応じて追加・修正しながらご利用いただくことを想定しています。地域の気候・風土や運用方針に応じて適宜調整のうえ、独自基準の作成にお役立ていただければ幸いです。

## 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、独自基準の策定に取り組む自治体の事例を紹介するとともに、検討の進め方や参考となる情報を提示することにより、これから独自基準の策定に着手する自治体が、地域の気候及び風土にふさわしい基準の方向性（住宅の様式、構法等）を検討し、円滑に策定作業を進められるよう支援することを目的としています。

事例としては、令和7（2025）年10月に開催した「気候風土適応住宅シンポジウム」において発表された独自基準策定の取組を取り上げています。発表資料は [kkj ホームページ「気候風土適応住宅シンポジウム動画／資料（独自基準策定の事例）」](#) に掲載していますので、独自基準策定の検討にあたって参考としてご活用ください。

また、「気候風土適応住宅」の解説（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター）では、建築物省エネ法における気候風土適応住宅の位置付け、省令・告示の解説、事例紹介等を行っています。所管行政庁や建築士・建築主が気候風土適応住宅への適合を判断する際、また所管行政庁が令和元年国土交通省告示第786号第1項第二号または第2項に基づき独自基準を付加または定める際の参考資料としてご参照してください。

同解説は、建築物省エネ法の改正及び令和6（2024）年6月28日に公布された気候風土適応住宅に関する省令・告示を踏まえ、2024年度版（第2版）に改訂されました。その後、令和7（2025）年4月の省エネ基準適合義務化の全面施行、説明義務制度・届出制度の廃止、さらに令和8（2026）年4月からの住宅ローン減税の適用対象への追加等を踏まえ、2026年度版（第3版）として再度改訂されています。

本ガイドラインが、各自治体における地域にふさわしい独自基準の策定と運用を円滑に進められる一助となれば幸いです。

## 気候風土適応住宅とは

「気候風土適応住宅」とは、地域の気候及び風土に応じた  
①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、  
④景観形成、⑤住まい方 などの特徴を多面的に備えてい



る住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困

難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する住宅をいいます。  
令和7（2025）年4月の省エネ基準の全面適合義務化において、気候風土適応住宅は  
外皮性能基準への適合が除外されています。ただし、一次エネルギー消費量基準への  
適合は引き続き求められます。

### 気候風土適応住宅の基準（告示第786号）

第1項 第一号	国が定める基準
第1項 第二号	国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準
第2項	所管行政庁が定める基準

## 独自基準策定が望まれる背景

- 2025年 省エネ基準適合の義務化  
伝統構法など地域の気候及び風土に適応した住宅は、地域の特徴を多面的に備えているため、全国一律の基準だけでは十分に評価できない場合が多く見られます。

- 独自基準の必要性  
地域固有の住宅を将来にわたり継承していくために、所管行政庁が地域特性に応じて要件を策定できる独自基準の活用が不可欠です。独自基準は、所管行政庁が地域の自然的・社会的条件の特殊性を踏まえて策定できる制度であり、この整備が進まなければ、地域の建築技術や文化の継承が危ぶまれます。

**地域にふさわしい独自基準の策定が  
望まれている**

## 気候風土適応住宅の特徴をとらえる観点

以下の①～⑤は、「気候風土適応住宅の特徴をとらえる観点」（国住建環第65号（技術的助言）気候風土適応住宅の認定のガイドライン）に示されている項目です。

独自基準を策定する際には、これらの観点に加えて「気候風土適応住宅」の解説 2026年度版（P26～27）に掲載されている「地域の気候及び風土に応じた住宅に特徴付けられる要素の例」もあわせて参考にしてください。

<p><b>①様式・形態・空間構成</b></p> <p>地域や外部環境に固有の気象要素（外気温、日射、外部風など）の活用や制御に資する、地域に根ざした住宅の様式や形態、空間構成に関する特徴。</p>	<p><b>①の具体的な例</b></p> <p>日照・通風などに対して内部空間・建具・屋根・軒・開口部などの部位を工夫することで、温湿度の体感を和らげる。</p>
<p><b>②構工法</b></p> <p>地域で旧来より用いられてきた構造方式や構造材の使用法、劣化外力となる地域の気象要素に対する耐久性向上に資する住宅各部の材料・構法などに関する特徴。</p>	<p><b>②の具体的な例</b></p> <p>長持ちするために丈夫な架構をつくり、交換可能な納まりや素材を採用し、高温多湿をしのぐための自然素材を使用する。</p>
<p><b>③材料・生産体制</b></p> <p>地域で生産・供給される建築材料の使用、地域の生産者や職人が住宅生産に関与する仕組みなどに関する特徴。</p>	<p><b>③の具体的な例</b></p> <p>地域内で材木など生産可能な素材を用い、地域の職人衆が引き継いできた納まりに従い、地域の中で手入れを続ける。</p>
<p><b>④景観形成</b></p> <p>地域のまちなみや集落景観の維持保全に資する、建物や外構の構成、形態、材料などに関する特徴。</p>	<p><b>④の具体的な例</b></p> <p>地域に長く続いてきた景観を維持し、地域に合った植生を引き継ぐことで、緑や生態系を維持する。</p>
<p><b>⑤住まい方</b></p> <p>地域でこれまで培われてきた暮らしを継承しているとみられる住まい方に関する特徴。</p>	<p><b>⑤の具体的な例</b></p> <p>季節に応じた生活習慣を大事にし、日除け・雪除けのための部品を利用することで、過度に設備に頼らない暮らしを続ける。</p>

①～⑤の内容については、「国住建環第65号（技術的助言）気候風土適応住宅の認定のガイドライン」より引用「具体的な例」に関する文章は「東京型気候風土適応住宅に関する研究報告」（令和3年9月 一般社団法人 東京建築士会 環境委員会発行）より引用

## 気候風土適応住宅の設計上の注意事項

気候風土適応住宅は、告示第786号第1項または第2項に該当する技術を導入することにより、外皮基準に適合させることが困難である住宅が該当しますが、新たな技術的工夫を講じることで必ずしも断熱化することを妨げるものではありません。

近年、地球環境・エネルギー問題や室内温熱環境に対する建築主や設計者の関心の高まりから、気候風土適応住宅においても開口部等の外皮を構成する全ての部位、あるいは一部の部位において、一定程度の断熱化が図られ、それに伴い住宅全体の隙間量が減り気密性能も向上していることが予想されます。よって、気候風土適応住宅が無断熱であることを前提とするのではなく、一定程度断熱化されていることも想定し、主に住まい手の健康安全性、住まいの構造安全性の観点から、設計上の注意事項の抜粋を以下に示します。詳しくは、「気候風土適応住宅」の解説2026年度版（P33～34）を参照してください。

### 1. 居室等の換気に関する設計上の注意事項

（中略）

気密性能が一定程度向上していることを鑑みると、住宅各部の隙間に期待した自然換気ではなく、何らかの機械換気設備の設置を検討することが望ましいといえます。また、機械換気設備とは異なる居室等の換気を行う住宅を設計する際には、台所・便所・浴室などの汚染質発生場所に局所的に設置する機械換気設備を含め、設計段階から建築主へ住宅換気の方や住まい方などを十分説明し、理解・徹底させる必要があります。

### 2. 断熱構造部の防露性確保に関する注意事項

（中略）

室内の高湿度化を避け、室内で発生する水蒸気を発生個所近傍で速やかに排出するため、機械換気による局所換気を行うことで、住宅空間内の過度な高湿度化を避けるとともに、断熱構造部の室内側では壁内への水蒸気侵入を減らし、かつ外側では壁体内部の乾燥化を図るため、湿氣的に開放した構成とするなど、壁内内部で湿害が生じない構造とする必要があります。

### 3. 建築基準法改正に伴う構造性能に関する注意事項

（中略）

伝統木造住宅の特徴のひとつに屋根架構がありますが、近年の気候風土適応住宅では、変形、スパンや断面の大きさ等を考慮した小屋梁等の納まり等に課題があるケースなどもあり、特に伝統木造工法に起因する構造要素に関しては、構造安全性に十分配慮して設計することが重要です。



## 独自基準策定の検討を始めた理由

令和7年4月1日から原則全ての建築物に省エネ基準の適合義務化になり、県内でも地元大工・設計者が造る住宅（特に県内で造られる伝統的構法による住宅）について、法が定める外皮基準に適合させることが困難なものが出てくる可能性がある。

これらの住宅について、関係団体、地元設計者等から県独自基準の設定について実務者の意見を取り入れるように要望が出ており、このことから、県産木材を利用した木造住宅の普及促進、地元根付く技術の継承の観点から、本県に必要と考えられる住宅について県内独自基準の整備の検討を進めることとした。

## 滋賀県型気候風土適応住宅基準 策定に向けた活動

令和5年11月	第1回 実務者との意見交換会を実施 (県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会) 気候風土適応住宅とは何か、独自基準策定の必要性等について意見交換を行った。
令和6年2月	第2回 実務者との意見交換会を実施 (県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会、湖国すまい・まちづくり推進協議会) 国告示、他府県基準、独自基準要件等について議論を行った。 滋賀県における木の家づくりを推進している施工者も参加した。
令和6年 6月、8月、10月	第1回～第3回「気候風土適応住宅基準検討会」実施【支援対象】 独自基準の検討を進めることを確認し、令和5年度の意見交換会における意見を踏まえ、県において独自基準の素案を作成提示し、議論を行った。
令和6年12月	「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」準備検討会【支援対象】 1月に開催される説明会の講師の依頼、募集方法の確認、当日の役割分担、準備物等の確認を行った。
令和7年1月	「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」実施【支援対象】 気候風土適応住宅の国が定める要件、滋賀県が独自に定める要件などについて説明を行った。

k k j ホームページ「気候風土適応住宅シンポジウム動画/資料 独自基準策定の事例 滋賀県」より抜粋

### 滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)の改正により、令和7年4月1日から建築する全ての住宅に「省エネ基準への適合」が求められることとなります。地域の工が建築する伝統的な住宅は改正後の外皮の基準に適合させることが困難なものも想定されることから、国が決めた気候風土適応住宅に係る要件に加え、滋賀県独自の要件も追加されることになりました。これにより高気密高断熱住宅の「閉鎖系」住宅と、伝統的な住宅の地域の気候風土に適応した「開放系」住宅、が省エネ達成の「もう一つの選択肢」として「気候風土適応住宅」という枠組みが新たにできました。

つきましては、新たな制度の運用のために、「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」を下記要領にて開催いたしますので、多くの方々に受講して頂きますよう、ご案内申し上げます。

主 催：公益社団法人 滋賀県建築士会  
後 援：滋賀県・一般社団法人 環境共生まちづくり協会  
日 時：令和7年1月24日(金曜日) 受付13:30～ 開演 14:00～16:00  
※当会場の駐車場はご利用いただけません。お車で来館の方は近隣の駐車場をご利用ください  
会 場：建設会館4F 大ホール 大津市におの浜1-1-18 TEL 077-522-1615  
受講料：会員、非会員一律 無料  
定 員：50名(先着順)  
申込み：令和7年1月23日(木)必着 までに裏面の申込書に必要事項を記入し、FAX・メール  
申込み：〒520-0801 大津市におの浜一丁目1-18 建設会館3階  
公益社団法人 滋賀県建築士会 TEL：077-522-1615 FAX：077-523-1602  
E-mail:shiga-sa@mx.bw.dream.jp http://www.kentkushikai.jp/

**お申込み・お問い合わせ**

滋賀県建築士会

http://www.kentkushikai.jp

公益社団法人 滋賀県建築士会

## 2. 気候風土適応住宅の基準について 見込み事項

### 滋賀県気候風土適応住宅の要件

国が定める要件

■ 次のいずれかに該当するもの

### 県が独自に定める要件

■ 国が定める(1)に下記の2要件を追加

①工法

### 国が定める要件(一部抜粋)

土壁

隔心込み  
み壁

床板  
張り

化粧野地板  
天井

地震製作の  
木製建具

せがひ  
造り

家舞子  
張付

### 県が独自に定める要件(一部抜粋)

手組  
加工

障子  
使用

平織  
天井

網代  
天井

深い  
軒庇

多層構  
成の窓

大窓

緑化

使用する木材は、手刻みにあること

下記の3要件を追加。下記に該当する

※選択した場合、国の要件(すれか1つ以上を選択)

天井または網代天井

面する室内側に大きな壁(2層の合計3.64m以上面する室外側に多層構法材に3m以上)を使用する

が0.9m以上、クレーパを除

慮した複数の窓を配置し

土木交通部建築指導課

滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会 (R7.1開催) 資料 より抜粋

令和6年7月～令和7年1月  
滋賀県建築士会、湖国すまい・まちづくり推進協議会、  
滋賀県建築士事務所協会の3団体が「気候風土適応住宅  
の独自基準策定の支援」を申請し活動した。

令和6年度  
「気候風土適応住宅の独自  
基準策定の支援」を活用

#### 【支援対象】

- ・気候風土適応住宅基準検討会 3回開催（人件費、交通費）
- ・気候風土適応住宅の独自基準等説明会及び準備検討会 1回開催（人件費、交通費、印刷費）

令和7年4月1日  
滋賀県型気候風土適応住宅  
の基準 運用開始

※詳細は以下のリンク先からご確認ください

[滋賀県ホームページ](#)

滋賀県内全域を対象とした、県独自の基準  
を定めた。

- ・[滋賀県型気候風土適応住宅基準解説書](#)
- ・[滋賀県気候風土適応住宅チェックリスト](#)
- ・[様式1 手刻み証明書](#)

(別記様式第1)

滋賀県 気候風土適応住宅チェックリスト		
<small>・省エネ選判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者または設計者も、確認申請図書に当該チェックリストを添付する。 ・省エネ選判が不要な場合、建築確認の申請者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。</small>		
年 月 日		
建築物およびその敷地に関する事項		
地名地番		
チェック項目	チェック (申請者又は設計者が記入)	
令和元年国土交通省告示第786号第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。		
告示要件	(1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(3) 屋根が茅葺であること。	<input type="checkbox"/>
	(4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。	<input type="checkbox"/>
ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すること。		
告示要件	(ア) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
滋賀県型要件	(エ) 工法について、貫工法であること。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。	<input type="checkbox"/>
イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または、(エ)から(オ)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または(エ)から(オ)までのいずれか3つ以上（(オ)または(オ)を含むものに限る。）に該当すること。		
告示要件	(ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。	<input type="checkbox"/>
	a 化粧野地天井	<input type="checkbox"/>
	b 面戸板現し	<input type="checkbox"/>
	c せがい造り	<input type="checkbox"/>
	(イ) 床が板張りであること。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。	<input type="checkbox"/>
滋賀県型要件	(エ) 主たる居室の天井が半隠天井または網代天井であること。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合についてはその合計）が3.64m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。	<input type="checkbox"/>

手刻み証明書	
本事項において、下表の接合部の仕口を手刻みで作業したことを証明します。	
施工者（元請）	
現場責任者名	
施工者（下請）	
手刻み作業者名	
事 名	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
計 者	資格：（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号 氏名： 建築士事務所名： （ ）級建築士事務所（ ）知事登録（ ）号
による加工が た接合部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土台と柱（間柱は除く。）</li> <li>・柱と梁</li> <li>・梁と梁</li> <li>・母屋と束（母屋と垂木の接合部は除く。）</li> </ul>
※手刻みによる加工がされた接合部の該当部分は、○で囲む。	

独自基準策定の事例2 < 長崎県 >

令和6年4月1日に基準(案)、令和7年4月1日に運用ガイドラインとあわせて本運用開始

【独自基準を定める目的】

省エネ性能の向上は必要不可欠であり、今後も推進していく一方で、そのことによって、これまで気候風土に適応するために継承されてきた長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせることなく、未来へ継承していくため。

令和4年度から検討を開始し、  
令和5年4月から基準のたたき台を作成した

「長崎型伝統的木造住宅」

- ・長崎県全域を対象
- ・伝統的構法で造られた自然素材を多用した住宅
- ・基準作成検討会議を開催し、策定に向け検討した。
- ・長崎県建築士会等の各関係団体の意見を踏まえた。
- ・既に九州3県(熊本県、宮崎県、福岡県)で策定済みの基準を参考とした。

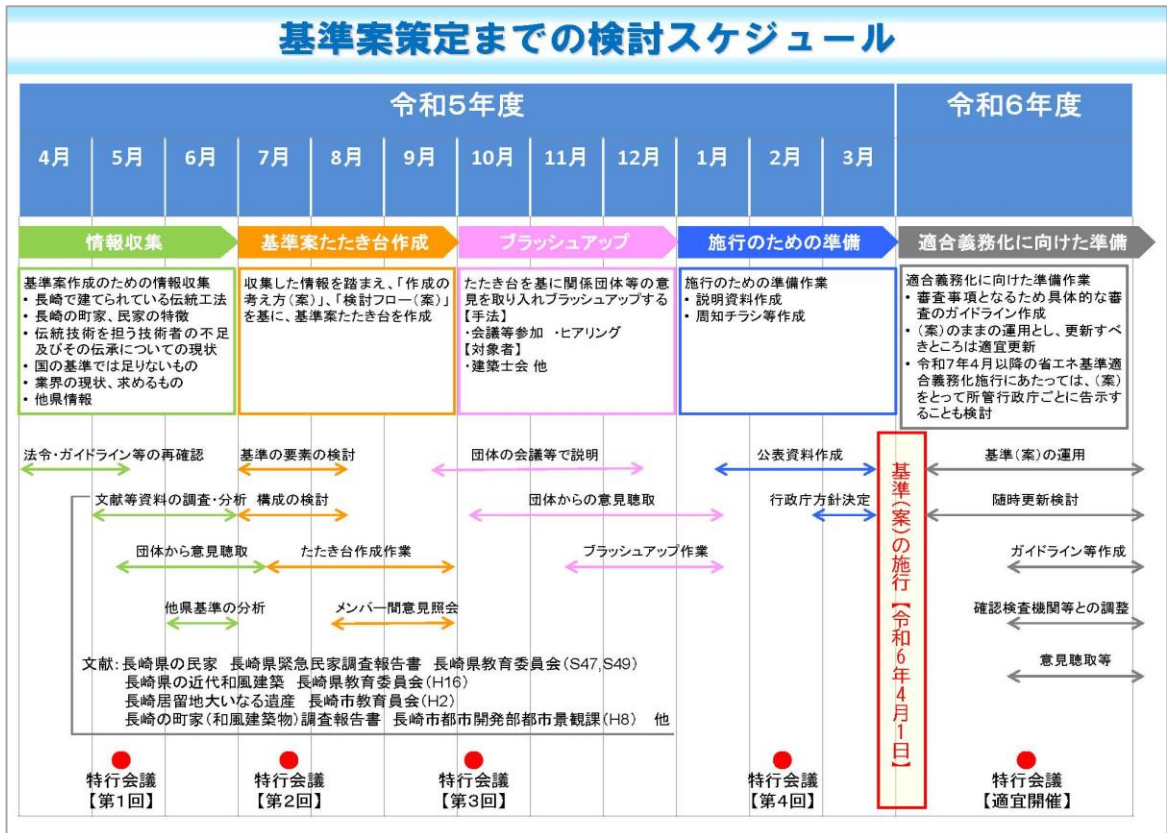
「居留地型(洋館型)住宅」

- ・旧居留地(東山手、南山手)の重要伝統的建造群保存地区を中心とした長崎市歴史的風致維持向上計画重点地域を対象
- ・長崎県建築士会で既存の居留地型住宅群の調査を行い工法、材料、様式等のデータをまとめ、標準的な設計プランを含めた建築ガイドラインを作成し、それをベースとした。

「令和6年度九州ブロック研究会『建築士の集い』みやざき大会『みやざき木好風土』」(令和6年6月)より抜粋



基準案策定までの検討スケジュール



## 独自基準策定の事例2 < 長崎県 >

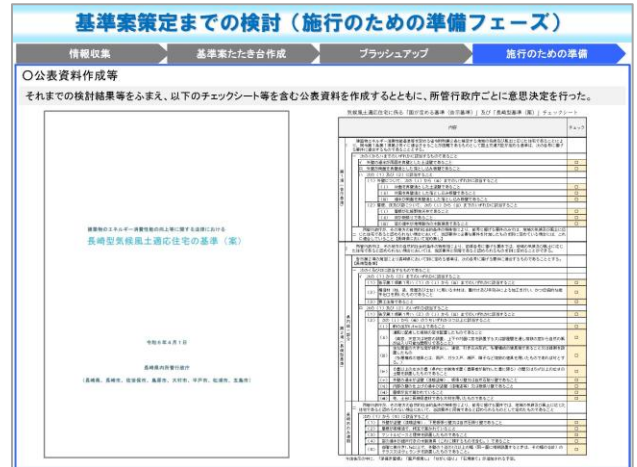
2/2

令和6年4月1日に基準(案)、令和7年4月1日に運用ガイドラインとあわせて本運用開始

令和6年4月

### 長崎型気候風土適応住宅基準(案)を策定した

- 2つの異なるタイプの住宅からなる「長崎型気候風土適応住宅基準(案)」を策定した。
- 省エネ基準適合義務化に向けた準備作業を行った。
  - ①基準(案)の周知
  - ②基準(案)の運用実態を踏まえた見直し
  - ③審査事項となるための具体的な設計審査の運用ガイドライン作成【支援対象】
  - ④令和7年4月以降の省エネ基準適合義務化施行に向けた、基準の位置付け方法の検討



k k j ホームページ

「気候風土適応住宅シンポジウム動画/資料 独自基準策定の事例 長崎県」より引用

令和6年8月～1月

省エネ基準適合義務化に向けた準備作業のうち③運用ガイドライン作成の費用について、長崎県建築士会と連携し「気候風土 適応住宅の独自基準策定の支援」を申請し活動した。

令和6年度  
「気候風土適応住宅の独自  
基準策定の支援」を活用

#### 【運用ガイドラインの目的】

基準(案)は曖昧な表現が多いことから、省エネ基準適合義務化の施行以降、設計や確認申請等の審査時に混乱が生じないよう、基準の内容の解説及び確認申請等に必要な添付図書等を示すこと

#### 【支援対象】

- 運用ガイドライン検討ワーキング 6回開催 (人件費、会場費、交通費)
- 現場見学会 1回開催 (人件費、交通費)
- 運用ガイドライン作成 (人件費、印刷費、事務経費等)

令和7年4月1日  
長崎型気候風土適応住宅の  
本運用を開始

長崎県内の所管行政庁が定める統一した基準として「長崎型気候風土適応住宅の基準」を定めた。

※詳細は以下のリンク先からご確認ください

[長崎県ホームページ](#)

- [長崎型気候風土適応住宅の基準](#)
- [チェックリスト](#)
- [運用ガイドライン](#)



## 参考資料

### 「気候風土適応住宅」の解説 2026年度版

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター



2026年4月1日発行

### サステナブル建築物等先導事業 気候風土適応型住宅事例集

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会  
(現：環境共生まちづくり協会)



2024年3月発行



別冊  
2026年3月発行

## 所管行政庁における独自基準策定状況

運用時期	基準を定めた所管行政庁（対象地域/構成）
2025（令和7）年4月1日	鹿児島県（県内全域） 熊本県 長崎県（県内全域） 滋賀県（県内全域：滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、 近江八幡市、草津市、守山市、東近江市） 富山県（県内の所管行政庁）
2025（令和7）年8月1日	宮崎県（県内全域：宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、 日向市）
2025（令和7）年11月4日 2026（令和8）年4月一部更新	愛知県（県及び春日井市、半田市、豊川市、安城市、西尾 市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市） ※今後定める予定（豊橋市、岡崎市、豊田市、瀬戸市、 刈谷市）
2026（令和8）年2月1日	佐賀県（県内全域：佐賀県、佐賀市）
2026（令和8）年4月1日	大分県（大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、 佐伯市、宇佐市） 福岡県（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市） 徳島県（県全域（徳島市を除く））

令和8年4月kkj調べ

## 独自基準策定に関する相談窓口



一般社団法人  
環境共生まちづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-iyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いします。  
電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日（祝日、年末年始を除く）

# 独自基準のモデル

※基準（案）のモデルなので、  
所管行政庁ごとに検討が必要となります。

## ■■■型気候風土適応住宅の基準 （案）

令和■■年■■月■■日

■■■県内所管行政庁

（■■■県、●●市、▲▲市）

目次

1. 気候風土適応住宅とは	・・・ 1
2. 気候風土適応住宅の基準	・・・ 1
3. ■■型気候風土適応住宅の基準（案）	・・・ 2
(1) 基準を定める目的	・・・ 2
(2) 基準の適用	・・・ 2
①対象区域	
②対象住宅	
③用語の定義等	
(3) ■■型気候風土適応住宅の基準（案）	・・・ 3
別紙1：■■型気候風土適応住宅の基準（案）	・・・ 4
別紙2：■■型気候風土適応住宅の基準（案）チェックシート	・・・ 5

## 1. 気候風土適応住宅とは

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号）に基づくものです。

## 2. 気候風土適応住宅の基準

告示第786号には、第1項第一号に「国が定める基準」、第1項第二号に「国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準」、第2項に「所管行政庁が定める基準」が定められています。第1項第一号の「国が定める基準」は、以下のとおりです。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。
  - 一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること
    - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
    - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
    - ハ 屋根が茅葺であること
  - ニ 次の（1）及び（2）に該当すること
    - （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
      - （i）片面を真壁造とした土塗壁であること
      - （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
      - （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
    - （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
      - （i）屋根が以下のいずれかの構造であること
        - ①化粧野地天井
        - ②面戸板現し
        - ③せがい造り
      - （ii）床が板張りであること
      - （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

※第2項の独自基準を作成されましたら、第1項の国が定めた基準への適用はできません。第2項に部分的に第1項の要件を取り入れる（実質的に適用させる）などは、行政庁側にてご判断ください

### 3. ■■型気候風土適応住宅の基準（案）

#### （１） 基準を定める目的

本県の特徴としては、・・・・・・・・・・ということがあげられます。

そういった気候風土に適応するため、県内においては、・・・・・・・・・・が継承されてきました。

一方で、このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることより、省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。

このようなことから、■■県の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくため、■■型気候風土適応住宅の基準（案）を定めました。

#### （２） 基準の適用

##### ①対象区域

■■県内の全域（所管行政庁：■■県、●●市、▲▲市）

##### ②対象住宅

木造住宅

##### ③用語の定義・解説

貫工法・・・木造真壁造りの建物などで柱を貫通して柱どうしを相互に繋ぎ、楔で固定させる工法。

▲▲瓦・・・■■県西部の▲▲地域で生産される瓦。釉薬により特徴的な○○色をしている。

独自基準に関する用語等の定義や解説

#### ※用語の一例です。

本資料に定めのない用語の定義や運用方法は、「『気候風土適応住宅』の解説 2026年度版」（一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター発行）をご参照ください。

### (3) ■■型気候風土適応住宅の基準（案）

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省基準告示第786号）第2項の規定に基づき、告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして■■が別に定める要件として、次のとおり、■■型気候風土適応住宅の基準（案）を定める。

■■型基準（別紙1）は、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定や、建築主事等又は指定確認検査機関による建築確認申請及び省エネ適判の申請を円滑に進めるため、申請する建築物が気候風土適応住宅に該当する場合に、■■型気候風土適応住宅の基準（案）チェックシート（別紙2）を活用して下さい。

なお、■■型基準は、当面の間、運用しながら必要に応じて柔軟に見直し等を行うものとします。

※基準（案）の一例です。

該当項目の組み合わせ方などは、所管行政庁ごとに検討が必要です。

令和●年●月●日施行

### ■■型気候風土適応住宅の基準（案）

告示第 786 号第 2 項の規定により■■県内の所管行政庁において定める基準は、次の一、二号のいずれかに掲げる要件に適合することとする。

一 次のイからハまでのいずれかに該当すること

イ、ロ、ハ 中略

二 次のイ及びロに該当すること

イ 次の（１）から（３）までのいずれかに該当すること

（１）（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ｉ）（ii）（iii）中略

（２）●●●●（独自基準 A）

（３）▲▲▲▲（独自基準 B）

構造に関する項目が多く採用されています。例：貫工法等

ロ 次の（１）又は（２）のいずれかに該当すること

（１）（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ｉ）（ii）（iii）中略

（２） 次の（ｉ）から（viii）までのうちいずれか 3 つ以上に該当すること

（ｉ）○○○○であること（独自基準 1）

（ii）○○○○であること（独自基準 2）

（iii）○○○○であること（独自基準 3）

（iv）○○○○であること（独自基準 4）

（V）○○○○であること（独自基準 5）

（vi）○○○○であること（独自基準 6）

（vii）○○○○であること（独自基準 7）

（viii）○○○○であること（独自基準 8）

環境負荷低減に関する項目が多く採用されています。例：軒の出900cm以上など

※基準（案）の一例です。

該当項目の組み合わせ方などは、所管行政庁ごとに検討が必要です。

■■型気候風土適応住宅の基準（案）のチェックシート		チェック	
■■県の要件			
令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により■■県内の所管行政庁における基準は、次の一、二号のいずれかに適合することとする。			
一 次のイからハまでのいずれかに該当すること			
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>	
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>	
ハ	屋根が茅葺であること	<input type="checkbox"/>	
※例として国が定めた基準を利用する場合			
二 次のイ及びロに該当すること			
イ 次の（1）から（3）までのいずれかに該当すること			
外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること			
(1)	(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>	
	(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>	
	(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>	
※例として国が定めた基準を利用する場合			
(2)	県内基準A	<input type="checkbox"/>	
(3)	県内基準B	<input type="checkbox"/>	
※独自基準			
ロ 次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること			
屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること			
(1)	(i) 屋根が①から③のいずれかの構造であること	① 化粧野地天井	<input type="checkbox"/>
		② 面戸板現し	<input type="checkbox"/>
		③ せがい造り	<input type="checkbox"/>
※例として国が定めた基準を利用する場合			
	(ii) 床が板張りであること	<input type="checkbox"/>	
	(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること	<input type="checkbox"/>	
(2) 次の（i）から（viii）までのうちいずれか3つ以上に該当すること			
	(i) 県内基準 1	<input type="checkbox"/>	
	(ii) 県内基準 2	<input type="checkbox"/>	
	(iii) 県内基準 3	<input type="checkbox"/>	
	(iv) 県内基準 4	<input type="checkbox"/>	
※独自基準			
	(v) 県内基準 5	<input type="checkbox"/>	
	(vi) 県内基準 6	<input type="checkbox"/>	
	(vii) 県内基準 7	<input type="checkbox"/>	
	(viii) 県内基準 8	<input type="checkbox"/>	

■■型基準